

津山市総合斎場
指定管理者募集要項

令和元年7月

津山市

津山市総合斎場指定管理者募集要項

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正(同年9月施行)により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

津山市では、公の施設である「津山市総合斎場」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、津山市斎場条例(平成23年津山市条例第9号)、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年津山市条例第100号)第2条の規定及び津山市指定管理者制度運用ガイドライン(平成31年4月改訂版)に基づき、津山市総合斎場の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

津山市総合斎場は近隣の町からの利用もある岡山県北における拠点的な火葬施設であり、会館棟は平成3年度の開場当初から、火葬棟は平成22年度から民間委託をしています。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、現在に至っています。

名称	津山市総合斎場	
所在地	津山市小田中 1115 番地	
施設概要	敷地面積	26,763.22㎡
	開場年	平成3年
	延床面積	1,529.73㎡
	主要施設	<ul style="list-style-type: none"> ・会館棟(591.48㎡ 待合ホール、告別室、和室25畳2室、事務室、機械室、湯沸室、化粧室等) ・火葬棟(938.25㎡ お別れホール、収骨室2室、事務室、炉前ホール、台車置場、霊安室、告別室、休憩室、炉室、電気室、制御室、機械室、残灰室、空調機械室等) ・駐車場(第1:50台、第2:10台、第3:20台収容)
	火葬炉数	標準炉4基、超大型炉2基、大型炉1基、汚物炉1基

①年間火葬件数 (単位:件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,443	1,456	1,475

②告別室、和室利用件数 (単位:件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,069	1,042	1,092

2 施設の管理運営に関する基本的な考え方

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づき、火葬が地域住民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生上その他の公共の福祉の見地から支障なく行われ、また、人生終焉の荘厳な場として「故人との別れ」の儀式が厳粛かつ円滑に執り行われる拠点施設であるため、次の事項に留意し、管理運営しなければならない。

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 「墓地、埋葬等に関する法律」その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分理解した上で管理を行う。
- (3) 利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努める。
- (4) 市民の平等利用を確保する。
- (5) 個人情報保護を徹底する。
- (6) 環境保護に配慮する。
- (7) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図る。
- (8) 現状以上のサービスを維持しながら、管理運営費の削減に努める。
- (9) 予防的補修等を実施し、設備等の延命化を図る。
- (10) 火葬業務、貸館業務等の中心業務は、再委託しない。
- (11) 周辺住民の理解と協力を得ながら管理運営を行う。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

別紙「仕様書」のとおり

4 指定管理者が行う業務等

- (1) 火葬及びこれに付随する業務
- (2) 斎場の施設又は設備の維持管理に関する業務
- (3) 津山市斎場条例第12条の規定による入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、斎場の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務
- (5) その他別紙「仕様書」に定めるとおり

※ 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者へ委託することができます。

5 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

津山市総合斎場の管理に要する経費は、市が払う指定管理料によって賄うこととし、利用料金制は適用しません

指定管理期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募団体から提案を求めます。

なお、市からの指定管理料の支払方法については、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定書で定めます。

基準価格 221,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和2年度：44,200千円）

（令和3年度：44,200千円）

（令和4年度：44,200千円）

(令和5年度：44,200千円)

(令和6年度：44,200千円)

※1 基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

※2 管理に要する費用が指定管理料を上回った場合も、市が特別な事情があると認めない限り、補填は行いませんのでご留意願います。

7 保険への加入

施設等に対する保険については、市が「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償補償保険」（全国市長会）に加入しています。

その他施設管理運営上必要な保険については、指定管理者が加入してください。

8 応募資格

応募できる団体は、自治体の火葬施設で、申請時において2年以上の指定管理による火葬業務又はそれに類似する実績を有し、指定管理期間中、安全かつ円滑に津山市総合斎場を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）に限ります。

また、申請時において継続して2年以上火葬業務もしくは火葬施設管理業務に従事している職員を、1人以上雇用している団体等に限ります。

さらに、令和2年4月1日以後も、2年以上火葬業務もしくは火葬施設管理業務に従事する職員を、常時雇用できる団体等であることとします。

また、次の欠格事項に該当する団体等は応募資格がありません。

- (1) 団体等又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 市から指定管理を取り消され、その取り消しの日から1年を経過していない者及び市から指名停止措置を受けている団体等。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない団体等。
- (4) 団体等又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- (5) 団体等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から処分された日から2年を経過していない者。
- (6) 団体等又はその代表者が所得税、法人税、消費税及び地方税等を滞納している者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者。
- (7) 次に掲げる団体。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる団体等
 - ② 代表者又は役員が暴力団員等（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である団体等
 - ③ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者
 - ④ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している団体等
 - ⑥ 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体等
 - ⑦ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体等

- (8) 現地説明会に参加していない団体等。
(9) 公募に関する参加表明書を提出していない団体等。
※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、市との連絡調整等については代表団体が行うこと
- ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと
- ③ **13 提出書類** (4)～(9)については、参加者それぞれについて提出すること
- ④ 一申請者一提案とすること

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請することはできません。

代表団体及び構成員は**8 応募資格(1)～(7)**のすべてに該当しないことが必要となります。ただし、火葬業務の請負実績については構成員のうち1社が条件を満たせば参加することができます。

9 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。なお、参加者は1団体2名までとします。

- (1) 開催日時 令和元年8月8日(木) 午後1時30分から
- (2) 開催場所 津山市総合斎場 待合ホール
- (3) 参加申込 現地説明会参加申込書(様式第5号)により必要事項を記入のうえ、FAX(0868-32-2158)又は電子メール(kankyout@city.tsuyama.lg.jp)で、8月7日(水)正午までに申し込んでください。
電話等口頭では一切受け付けません。

※ 説明会の後、津山市総合斎場の見学をあわせて実施します。

※ 現地説明会への参加は、指定管理者申請時の応募資格要件となっています。

10 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和元年8月13日(火)～8月20日(火) 午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第6号)により、FAX(0868-32-2158)又は電子メール(kankyout@city.tsuyama.lg.jp)で提出してください。
電話等口頭では一切受け付けません。
- (3) 回答方法 質問者には、FAX又は電子メールで、8月23日(金)までに回答し、併せて市のホームページに掲載します。

11 公募に関する参加表明書の提出

応募する事業者は、参加表明書の提出が必要です。

※ 参加表明書の提出は、指定管理者申請時の応募資格要件となっています。

- (1) 提出期限 令和元年9月2日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 公募に関する参加表明書(様式第5号の1)により提出してください。

なお、参加表明書を提出後に参加を辞退される場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

12 再公募について

次のいずれかに該当する場合は、再公募を行います。

- (1) 現地説明会へ参加がない場合
- (2) 公募に関する参加表明書の提出がない場合
- (3) 指定管理候補者の選定にあたり、一定水準(60%)以上の評価点を得た事業者がない場合

13 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・様式第1号
- (2) 事業計画書・・・・・・・・様式第2号
- (3) 収支予算書・・・・・・・・様式第3号
- (4) 欠格事項に該当しない申立書・・・様式第4号
- (5) 申請者の概要、沿革
- (6) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前3カ年の事業決算書、収支明細書、貸借対照表、損益計算書等（法人以外の団体にあっては収支明細書等）
- (9) 法人及び代表者に国税、県税、市税に滞納のないことを証する証明書
- (10) 自治体の火葬施設で2年以上の火葬請負実績がわかる根拠書類（契約書等の写し等）及び配置予定職員の火葬業務経験等がわかる履歴書
- (11) その他
 - ① グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ② その他市長が必要と認める書類

14 申請書類の提出

- (1) 提出先 〒708-8501 津山市山北520
津山市環境福祉部環境生活課（津山市役所1階）
電話 0868-32-2055（直通番号）
- (2) 提出期間 令和元年8月13日（火）～令和元年9月2日（月）までの日（土日、休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ FAX又は電子メールでの提出は認めません。
- (3) 提出部数 原本1部、副本6部
（すべて書類をA4版で統一すること。副本は複写可とします。）
- (4) 提出書類の扱い
 - ① 提出書類はお返しできません。
 - ② 提出された書類は、必要に応じて複写します。（複写書類は市役所内及び指定管理者審査委員会での検討に限定して使用します。）
 - ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

15 選定方法

- (1) 指定管理者審査委員会のプレゼンテーションにおいて、各委員が次の審査要領に沿って、それぞれ審査した評価点の合計が最も高い申請者を審査委員会の選定意見とし、最終的に市において選定します。
ただし、一定水準以上の評価点（60%以上）を得た事業者がいない場合は、指定管理者の選定を行わないこととします。

(2) 審査基準と配点

審査項目	審査内容	配点
運営経費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格 	15
申請団体に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況が安定しているか。 ・同種の管理運営業務の実績が十分あり、必要な施設運営能力が期待できるか。 	10
管理運営方針に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容、独自の性格、地域性等を理解しているか ・建物・設備保守管理業務内容を十分理解し、適切な維持管理の計画、予防的補修等の対応がなされているか。 ・日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か。 ・緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めが適切であり、緊急事態発生時に、適切な対応ができるか。 ・個人情報保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか。また、情報公開に関する制度を理解しているか。 ・廃棄物の適正処理に対する取り組みが十分か。 ・外部委託業務の範囲、委託理由、委託先が明確に示されているか。 	35
事業実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望・意見・苦情に対する方策が具体的に示されているか。 ・市民の利用に際して、公平性が考慮され、利用者の心情に配慮したきめ細かなサービスが適切に行えるか。 ・収支計画は事業計画との整合性が図られており、実現可能性はあるか。また、管理運営費の節減に工夫されているか。 	15
サービス提供体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置計画は適正であり、火葬予約等の連絡体制が確保されているか。 ・定期的な職員研修が行われているか。 	10
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用等地域経済に配慮した提案内容があるか。 ・配置する職員の正職員の配置割合が多いか、また、現職員の再雇用に対し積極的な姿勢が見られるか。 ・周辺住民の理解を得られる施設管理の対応ができるか。 	15
合計		100

16 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

17 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

(5) その他、指定管理者審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

18 指定管理者審査委員会

令和元年10月2日（水）に実施します。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。時間、場所については後日連絡します。

19 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称を公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で公表し、候補者だけではなくすべての事業者の合計点と項目ごとの点数について公表することとします。

20 指定管理者の決定

(1) 指定管理者は令和元年12月津山市議会の議決を経て指定されます。

(2) 市と指定管理者との協定は、議会議決後に効力を有します。

21 留意事項

(1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が**8応募資格(1)～(7)**の欠格事項に該当することになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと思われるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

(2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が**8応募資格(1)～(7)**の欠格事項に該当することになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

22 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは、次の通り予定しています。

- (1) 指定管理者の公募の告示 ……令和元年7月18日
- (2) 現地説明会参加表明書受付 ……令和元年7月22日～令和元年8月7日 正午
- (3) 現地説明会 ……令和元年8月8日（説明会への参加が応募条件とします。）
- (4) 質問受付 ……令和元年8月13日～令和元年8月20日
- (5) 質問回答 ……令和元年8月23日
- (6) 公募に関する参加表明書受付 ……令和元年8月13日～令和元年9月2日
- (7) 指定管理者指定申請書受付 ……令和元年8月13日～令和元年9月2日
- (8) 指定管理者審査委員会 ……令和元年10月2日
- (9) プレゼンテーション ……審査委員会に併せて実施
- (10) 指定管理候補者選定結果通知書の送付及び協定書の締結 ……令和元年10月中
- (11) 指定管理者の指定 ……令和元年12月末（令和元年12月議会）
- (12) 指定管理者指定書の交付 ……令和元年12月末～令和2年1月中
- (13) 業務の引き継ぎ ……令和2年1月末～令和2年3月末
- (14) 指定管理の開始 ……令和2年4月1日

23 添付資料・様式

- (1) 津山市総合斎場指定管理者仕様書（別冊）
- (2) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・様式第1号
- (3) 事業計画書・・・・・・・・・・様式第2号
- (4) 収支予算書・・・・・・・・・・様式第3号
- (5) 欠格事項に該当しない申立書・・・・・・・・様式第4号
- (6) 現地説明会参加申込書・・・・・・・・・・様式第5号
- (7) 公募に関する参加表明書・・・・・・・・・・様式第5号の1
- (8) 質問書・・・・・・・・・・様式第6号
- (9) 参考資料1 津山市斎場条例（平成23年津山市条例第9号）
参考資料2 市加入保険の概要

〈問合せ先〉

津山市環境福祉部環境生活課環境保全衛生係（担当：松田・樋口） 電 話 0868-32-2055（直通番号） FAX 0868-32-2158 電子メールアドレス kankyou@city.tsuyama.lg.jp
--